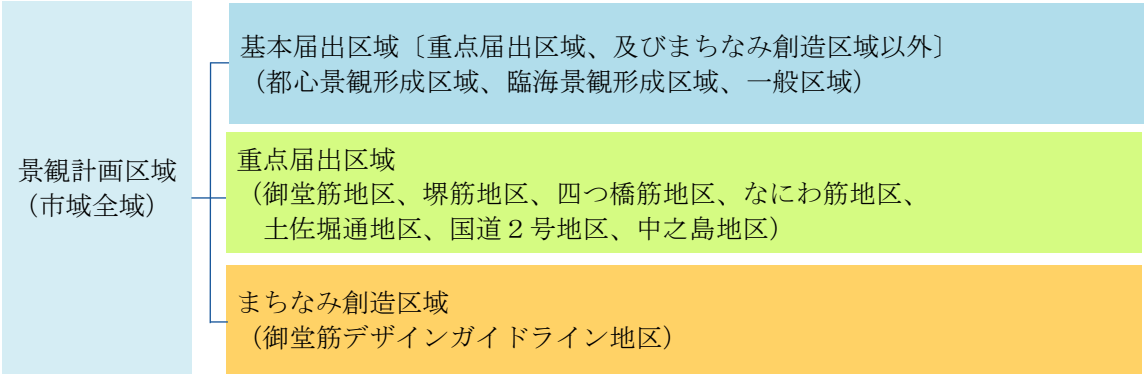


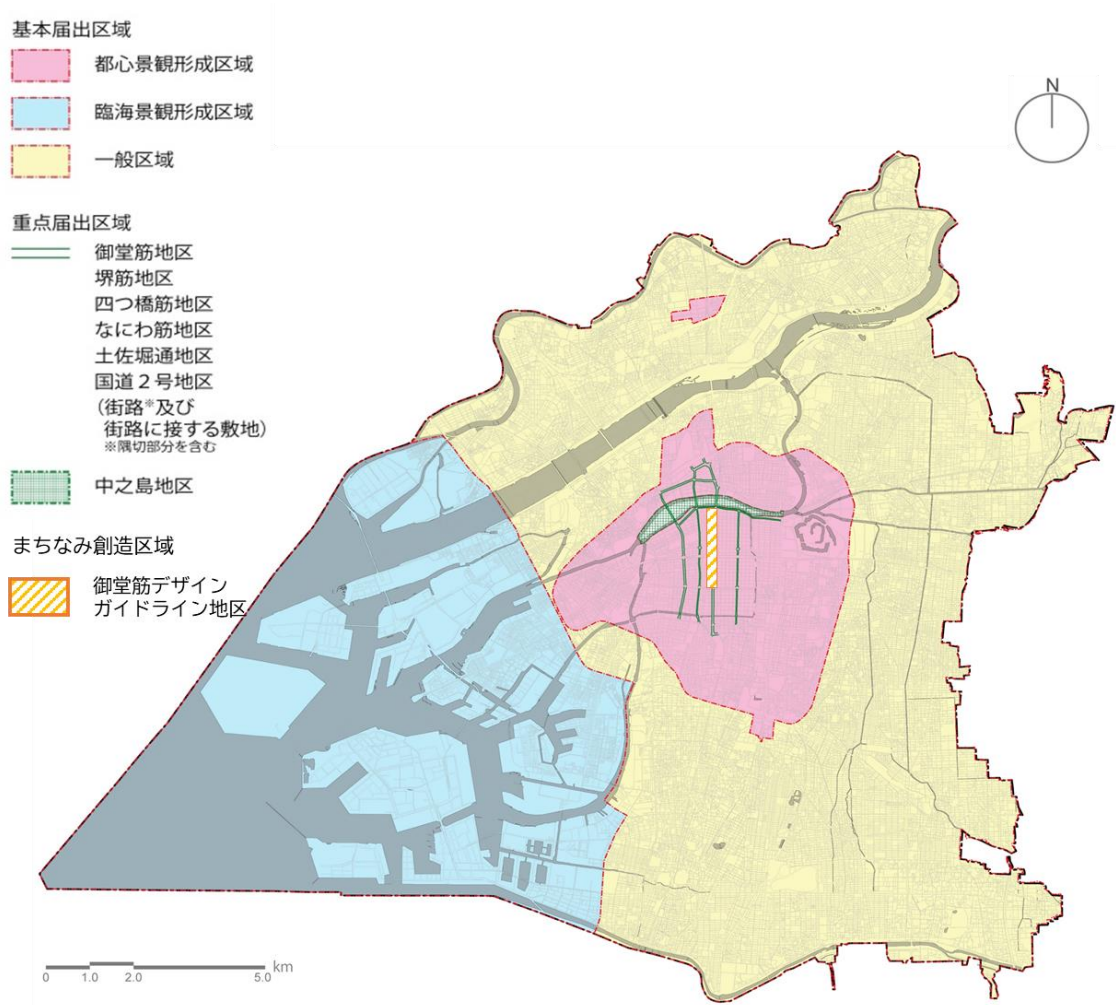
2 景観計画区域等

(1) 景観計画区域（法第8条第2項第1号）

大阪市では、第4章に示す景観形成の目標の実現に向け、市域全域（市域内の地先公有水面を含む。）を景観計画区域として定め、景観計画区域は、基本届出区域、重点届出区域、及び、まちなみ創造区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ります。



景観計画区域図



基本届出区域

基本届出区域は、第2章第3節に示される景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の3つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図ります。

区域の設定にあたっては、市民や事業者にとってわかりやすい範囲設定とするため高架道路などの地形地物などを区域界とします。

基本届出区域（3区域）

都心景観形成区域	・概ね大阪環状線の内側（重点届出区域、及びまちなみ創造区域を除く） ・大阪環状線の外側に位置する新大阪駅西側、大阪駅北側、天王寺駅南側の範囲 【新大阪駅西側】新大阪駅を中心とした商業地域・容積率600%以上の区域 【大阪駅北側】大阪環状線の外側に位置する概ね都市再生緊急整備地域（大阪駅周辺地域）の区域 【天王寺駅南側】大阪環状線の外側に位置する都市再生緊急整備地域（阿倍野地域）の区域
臨海景観形成区域	・概ね大阪港に臨む範囲 - 東側：国道43号、木津川、西成区・住之江区の区境界、新なにわ筋 - 西側：大阪湾（市境） 北側：中島川 南側：大和川（市境） - に囲まれた区域
一般区域	・都心景観形成区域、臨海景観形成区域、重点届出区域、及びまちなみ創造区域以外

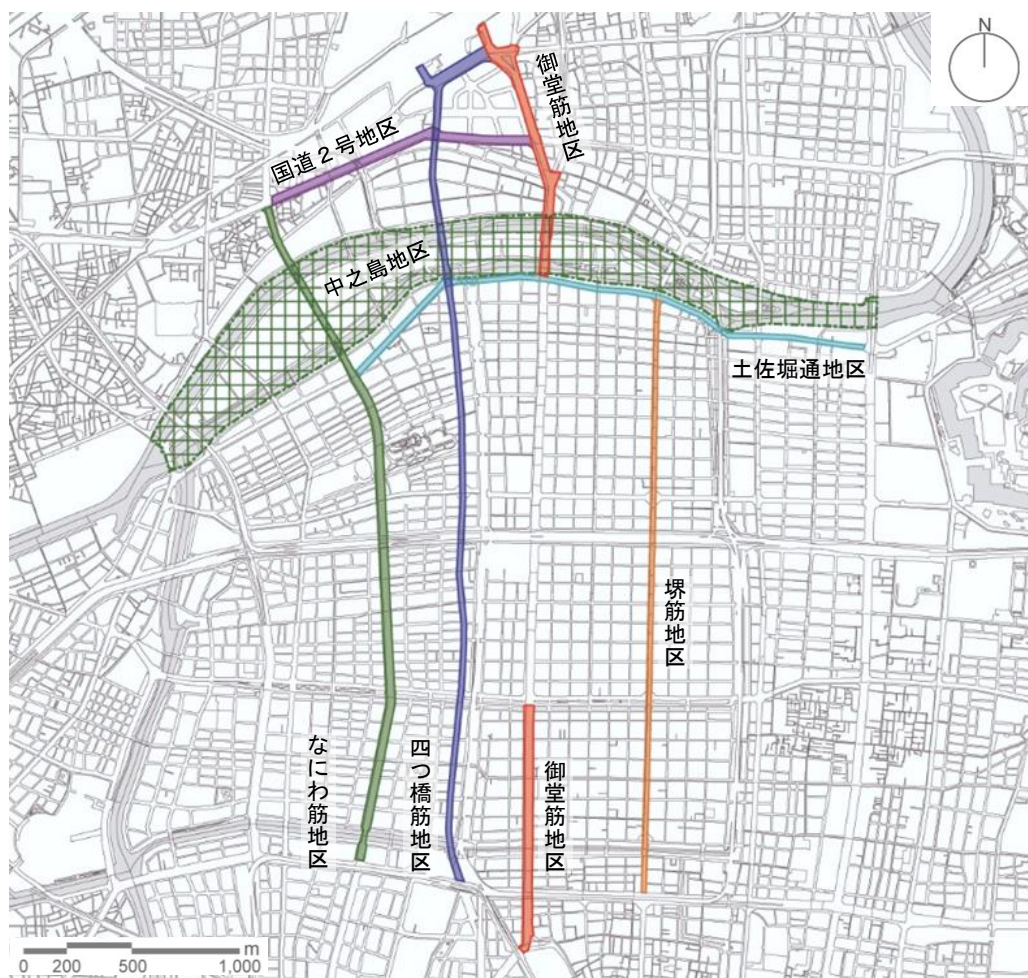
重点届出区域

地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる次に示す地区を重点届出区域として定めます。

重点届出区域（7地区）

御堂筋地区	御堂筋及び御堂筋に面する敷地【区間／大阪駅前（大阪環状線）～土佐堀通、長堀通～難波駅前（難波西口交差点）】
堺筋地区	堺筋及び堺筋に面する敷地【区間／土佐堀通～千日前通】
四つ橋筋地区	四つ橋筋及び四つ橋筋に面する敷地【区間／大阪駅前（阪神前交差点）～千日前通】
なにわ筋地区	なにわ筋及びなにわ筋に面する敷地【区間／国道2号～千日前通】
土佐堀通地区	土佐堀通及び土佐堀通に面する敷地【区間／なにわ筋～谷町筋】
国道2号地区	国道2号及び国道2号に面する敷地【区間／なにわ筋～御堂筋】
中之島地区	中之島全域、土佐堀川及び堂島川・大川（天満橋～船津橋・端建蔵橋）

景観計画区域図（重点届出区域）



まちなみ創造区域

エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の景観誘導など、官民が共創し、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する次に示す地区をまちなみ創造区域として定めます。

まちなみ創造区域（1地区）

御堂筋デザイン
ガイドライン地区

「御堂筋本町北地区地区計画」及び「御堂筋本町南地区地区計画」に定める区域。ただし、本町通以南の心斎橋筋に面する敷地で、御堂筋に接していない敷地は除く。

まちなみ創造区域「御堂筋デザインガイドライン地区」では、地区計画による建築物等の形態意匠等の基準のほか、「御堂筋デザインガイドライン」に基づき、事業者と大阪市との対話により、事業者の創意工夫をいかした建築物の形態意匠、屋外広告物、用途の誘導等を行います。詳細については、「御堂筋デザインガイドライン」をご参照ください。

景観計画区域図（まちなみ創造区域）

